技術情報の流出にご注意を!!

情勢

- 平成24年以降、大手企業などが保有する技術情報の流出事案が多発しており、 その流出態様も、サイバー空間での窃取・拡散など多様化しています。
- この結果、平成28年には、改正不正競争防止法が施行されるなど、政府を挙 げて企業情報、とりわけ「営業秘密の保護」についての機運が高まっています。

情報が漏れると・・・

- 我が国の企業や研究機関が保有する高度な技術に裏打ちされた高性能な製品については、「メイド・イン・ジャパン」ブランドとして世界中で高く評価されています。
- ですが、その一方で、一般家庭での使用が想定された民生品であっても、高性能であるがゆえに、 軍事への転用が可能なデュアルユース(軍事用・ 民生用双方に用いることが出来る技術)という側 面も有していることから、情報流出を防がなけれ ばいけません。



営業秘密とは?

技術やノウハウなどの情報が、「営業情報」として法で保護されるためには、 次の3要件を全て満たしている必要があります。

- ① 秘密管理性 ・・・ 秘密として管理されていること
- ② 有用性 ・・・・ 有用な営業上又は技術上の情報であること
- ③ 非公知性 ・・・ 公然と知られていないこと

警察の取組

警察では、政府による、

「我が国の『国富』とも言うべき産業界が保有する技術情報等を官民一体となって守り、『営業秘密侵害を断固として許さない社会』を創出する」という方針にのっとり、産学界・学術機関の皆さまと連携を深めつつ、一体となった取組を進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

厚岸警察署 TEL 0153-52-0110